

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定によつて、次のとおり都市計画事業を施行する。

令和元年十月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画都市高速鉄道事業二号西日本旅客鉄道株式会社山陽本線

広島圏都市計画都市高速鉄道事業三号西日本旅客鉄道株式会社呉線

二 施行者の名称

広島県

三 事務所の所在地

広島県広島市南区比治山本町一六番一二号

四 事業地

収用の部分

広島県安芸郡府中町青崎東、青崎中、青崎南、桃山一丁目、鹿籠一丁目、緑ヶ丘、茂陰

一丁目及び茂陰二丁目並びに広島県安芸郡海田町栄町、南大正町、大正町、成本、上市、

中店及び新町地内

使用の部分

広島県安芸郡府中町青崎東、青崎中、青崎南、桃山一丁目及び鹿籠一丁目並びに広島県

安芸郡海田町南大正町、大正町、中店及び新町地内